平成２３年（フ）第８７号
鳥取県東伯郡北栄町原193番地５
債務者　宮原　啓一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字光368番地２　県住10号
債務者　梶原　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５７９号
高知県土佐市新居4665番地１
債務者　梅原　正晴
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８０号
高知県土佐市新居4665番地１
債務者　梅原千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９９号
宮城県伊具郡丸森町大内字中山21番地１
債務者　今野　光雄
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１００号
宮城県伊具郡丸森町大内字中山21番地１
債務者　今野登美江
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１７号
宮城県伊具郡丸森町大張大蔵字明神11番地１
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１号
岐阜県可児市広見1953番地７
債務者　前垣　京子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５７号
愛知県大府市吉田町５丁目179番地　大府グリーンハイツ302号
債務者　渡部　藤江
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３号
三重県四日市市大字西阿倉川1197番地１、前住所三重県四日市市垂坂町1042番地８
債務者　早川　和美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
大阪府大阪市淀川区三津屋北１－１－５－601、住民票上の住所三重県桑名市大字福島969番地１
債務者　松岡　達矢
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
三重県桑名市大字福島969番地１
債務者　松岡かおり（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５号
三重県四日市市釆女町326番地５　３棟105、前住所三重県鈴鹿市桜島町４丁目３番地３
債務者　山野　由衣
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６号
三重県いなべ市大安町大井田2363番地56
債務者　伊東美智子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９号
三重県四日市市日永西５丁目２番18号
債務者　飯野美代子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
三重県桑名市大字西別所945番地６
債務者　松本　忠広
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
三重県三重郡川越町大字当新田655番地１　エミレーツ・R105
債務者　清水　　亮
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係